

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和6年5月15日（水曜日） 午前11時35分～午後0時20分

2 件名

(仮称) パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例素案について

3 議事録

岩間総合政策部長

それでは、お揃いでございますので、再開をさせていただきます。本日の説明の3項目目、(仮称) パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例素案についてご説明をいたします。

阿部地域振興部長。

阿部地域振興部長

それでは説明をさせていただきます。

当市では制度の導入について、当事者の方から直接要望されたことはございませんが、本年の市長方針におきまして述べておりますとおり、当市においては、国や県内自治体の動向を注視しつつ、条例による制度の導入に向けた検討を進めており、同性に限らず、異性間の事実婚を含むパートナーシップ及びパートナーの家族との関係性を証明するファミリーシップも含めたいと考えております。これを踏まえまして、現在条例によってパートナーシップ制度を導入することについて検討を進めており、本日パブリックコメントに提示する素案についてご説明を致すこととなったものでございます。それでは、詳細につきましては、坊澤地域づくり課長より説明をさせていただきます。

坊澤地域づくり課長

それでは私の方から、(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例素案及び(仮称) 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例施行規則素案についてご説明申し上げます。

パートナーシップ制度は全国的に広がりを見せている性的少数者への理解促進の取組でございます。このパートナーシップ制度について概要をご紹介申し上げますと、同性カップルなど法律に基づく婚姻が認められないカップルなどの関係を自治体が認めて認めることがございます。

2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区が導入して以来、これまで300を超える自治体で導入されてきました。制度の導入前は自分たちの関係を誰にも打ち明けることができなかつた方が、自治体で制度の導入が進んだことによって、令和5年6月時点のデータになりますが、5,171組がパートナーシップ制度を利用されているということであります。

岩手県におきましては、令和4年12月に一関市で導入され、現在では10市町村が導入されており、そのうち9市町村で広域連携の取り組みも行われてございます。

地域づくり課では、当事者の方から直接、制度の導入を要望されたことはありませんが、

当事者のご家族から相談を受けた議員から議会でご質問をいただいたことがございます。その中でパートナーシップ制度の導入について問われた際に、市長から「市民の中からパートナーシップ宣誓制度導入の要望があり、市民から一定の理解が得られる場合は、市としてパートナーシップ宣誓制度の導入も検討してまいりたいと考えております。」と答弁してございます。

また、本年の市長施政方針では「当市においては、国や県内自治体の動向を注視しつつ、条例による制度の導入に向けた検討を進めており、同性に限らず異性間の事実婚を含むパートナーシップ及びパートナーの家族との関係性を証明するファミリーシップも含めたいと考えております。」と表明しております。それを踏まえまして、現在条例によってパートナーシップ制度を導入することについて検討を進めているところでございます。

制度の導入に向けてこれまで行ってきた検討の内容ですが、条例の制定によって制度を導入している先例市の視察を行ったほか、全国の先例の調査を行ってきました。先ほど申し上げましたように、岩手県内では現時点で10自治体が制度を導入しておりますが、全て市の内部決裁で決定する要綱によって導入されております。

参考までに、条例によってパートナーシップ制度を導入している自治体は、全国で15ございますが、この中には東北の自治体はありません。

花巻市としましては、当事者の方々が抱える生きづらさを少しでも軽減するために、パートナーシップ制度の導入は重要で、意義のあることと捉えておりますので、市民の皆様にもしっかりと制度をご説明し、議会での議論もいただいた上で条例により制度を導入したいと考えております。

ここからは、資料No. 1と資料No. 2でご説明を申し上げます。資料No. 2をご覧ください。第1条の目的でございますが、「この条例は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に基づき多様な性を認め合う社会の実現に実施するとともに」とございますが、昨年6月に成立・施行された、いわゆるLGBT理解増進法の後に当市は条例を制定することとなりますので、「性的指向又はジェンダー・アイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」といった理念については、法令に規定されておりますので、当市の条例にはそういった内容は、改めて盛り込まないこととして考えております。

先ほど申し上げましたように同性間など法律による婚姻ができない方々の関係をパートナーと市が証明することにより、生きづらさの軽減を図ろうとするものでございます。

なお、当初は同性パートナーシップの導入を検討しておりましたが、その後、第3次計画策定に当たり、計画に性の多様性の項目を盛り込むことから、「当事者や専門家のご意見を聞いて進めてはどうか」という意見を審議会の場でいただいたこともあります、当事者を支援する団体からご意見を伺いました。その結果、日常生活では当事者の家族も含めて悩みや困りごとが多いことから、「ファミリーシップも必要である」「異性間の事実婚も含めた方が良い」というご意見をいただいたところです。こうしたご意見を踏まえ、当初は対象者を同性に限った条例として検討してまいりましたが、「ファミリーシップ」及び「異性間の事実婚」を含めたパートナーシップ条例として今回素案を作成いたしました。

第2条の定義につきましては、この条例で使用する用語の定義となっております。こちらは資料No. 1の1ページにも記載しております。

第3条には相談窓口について、第4条は多様な性の理解推進に関する施策の実施と男女共同参画審議会に意見を求めるについて、第5条は市民、事業者への情報発信に関する内容となってございます。これらは先ほど申し上げました「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」いわゆるLGBT理解増進法に地方公共団体の役割として規定されているものでございます。

次は、条例第6条及び規則第3条の宣誓の方法についてでございます。こちらは資料No.1にも記載しております、そちらで説明をさせていただきます。宣誓の要件や宣誓の際の必要書類は2ページ、3ページに記載してございます。様式第1号の宣誓届の提出によりまして、パートナーシップの宣誓がされた場合には、宣誓したお二人に対して宣誓書受領証（様式第4号）と受領証カード（様式第5号）というものをそれぞれ1枚ずつ交付いたします。このカードサイズのものですが、市が提供する市営住宅入居要件などのサービスの提供を受けるためにパートナーであることの証明を求められた場合に、受領証カードを提示できるようにするものでございます。

条例では第7条になりますが、宣誓の要件としてお二人のうち少なくとも一方は市内に住所を有することとしておりますが、双方とも市外在住の場合には宣誓をした日から3か月以内に転入予定であることを条件としております。この条件により宣誓をした場合には、受領証等の代わりに転入予定受付票を交付し、転入完了後に申し出をいただくことにより受領証を交付することとしております。この転入予定受付票の有効期限は3か月としておりまして、期限を過ぎてしまった場合には、転入の目途がたった時点で再度宣誓していただきます。

なお、先日開催しました性的少数者を支援する団体でございます「いわてレインボーマチ」の会員の方々との意見交換会におきまして「制度の理解が不十分であるために意図せずアウェーティングされることが不安である」「条例や規則の条文にはなかったとしても、アウェーティングについてはどこかに記載できないか」というご意見をいただいたところです。このことからも、受領証やカードにもアウェーティングが人権侵害に当たること、プライバシー保護に十分注意いただきたいことを記載しております。

さらに、カードにつきましては、昨年度中に視察に行きました先例自治体の国立市におきまして「宣誓をしたからといって全ての方が関係性を公表したいということではないので、一目でパートナーシップのカードであると分からないように二つ折りのカードにした」とのお話を聞きしたところでございます。そのことを当市におきましても参考とさせていただき、二つ折りのカードにしたいと考えております。

資料No.1の4ページ以降にはパートナーシップの解消や宣誓の無効、受領証等の記載事項の変更手続などについても記載しておりますが、その内容を条例と規則の条文で定めておりますのが、資料No.2の5ページ、条例第11条の受領証の返還、同じく第12条の宣誓書の無効、6ページでございますが、第13条の記載事項の変更になります。

繰り返しになりますが、パートナーシップ制度について、先ほども簡単に説明いたしましたが、性別などに関わらずお互いを人生のパートナーとして約束した関係であることを自治体が証明する制度となります。

資料No.1の5ページにありますように、自治体によっては、パートナーシップの宣誓をすることにより提供できるサービスについて、様々な工夫をされております。現在、当市

におきましても府内でその点の調整を進めているところでございます。

また、制度の導入に当たりましては、先ほども申し上げましたが、花巻市では異性間の事実婚状態にある方も宣誓できるものとしたいと考えております。さらに、当事者のお二人だけではなく、お二人の親や子についてもファミリーシップとして協力し合う関係であることも証明できるものとしたいと考えております。

しかし、この制度は法律に基づいた制度ではございませんので、残念ながらパートナーの扶養に入ること、財産の相続など法律に基づいて得られる権利については適用されないものでございます。

先ほど、市として提供できる行政サービスの内容について検討していると申し上げました。なるべく多くのサービスを提供できるような検討を進めているところでありますが、やはり法律上の権利は得られないということでございます。

条例第1条の目的にございますように、法律による婚姻ができないお二人の関係を自治体が証明するということが、市が当事者の方々に提供できる最大のメリットであると考えているところでございます。

これらのパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度についての考え方につきましては、3月27日に開催した令和5年度第6回男女共同参画審議会の場でもご説明申し上げました。委員の皆様からは、「当事者や支援する方の意見も聞いて検討した方がいい」というご意見をいただきしております。これを受けて、4月4日に性的少数者の当事者の方々、当事者の方々を支援する団体である「いわてレインボーマーチ」との意見交換会を開催したところです。意見交換会の開催に当たっては、審議会で委員の皆様から「当事者や支援する方の意見も聞いて検討した方がいい」という意見をいただいたということをお伝えし、事前に資料をメールでお送りして、メンバーの皆様に共有をしていただいたところでございます。

団体の皆様からいただいたご意見はこの場で個々に紹介することはいたしませんが、条例で制定すること、ファミリーシップや事実婚を含めた制度とすることにつきましては、「日常生活では当事者の家族も含めて、悩みや困りごとが多いことから、ファミリーシップを含めるのは良いと思う」「事実婚についても法律婚を選択できない理由があるという点では同じことであり、対象を広くするのは良いと思う」というお話を頂戴したところでございます。現在の市の考え方を変更しなければいけないものはなかったと認識しております。

今後の本条例の制定に向けてのスケジュールといたしましては、5月22日からパブリックコメントを実施し、並行して地域自治推進委員会・地域協議会からの意見聴取をしたいと考えております。それらの意見について、それから本日頂戴する議員の皆様のご意見については、検討を行った上で、9月議会に議案として上程したいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

岩間総合政策部長

説明が終わりました。このことにつきまして、確認したいことやご質問等ございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

鹿討議員。

鹿討康弘議員

確認ですが、要綱を制定している自治体はたくさんあるが、条例に関しては全国で15自治体、東北では0ということですね。それであれば要綱でいいのではと思いましたが、なぜ条例なのでしょうか。

岩間総合政策部長

阿部地域振興部長。

阿部地域振興部長

お答えいたします。

市といたしましては、当事者の方々が抱えている生きづらさを少しでも軽減するためにパートナーシップ制度の導入は重要で、意義のあることと捉えておりますので、市当局だけで決定する要綱ではなく、条例としての整備が必要ではないかと考えたところであります。市民の方々そして議会の皆様の意見を幅広く聞いた上で、条例で定めるべきものではないかと考えたところであります。

岩間総合政策部長

鹿討議員。

鹿討康弘議員

結局、花巻市に居住しているカップルの方たちに対する行政サービスが主な目的ではないかなと思いますが、要綱でできないんですか。

岩間総合政策部長

坊澤地域づくり課長。

坊澤地域づくり課長

要綱でできないわけではないとは思いますが、やはり性的少数者を対象としたものではありますが、広く市民の皆様のご理解をいただかなければならないものだと思ってございます。今の段階で広く理解をいただいているとは思ってはおりません。今後のご理解というものは必要になってくるかと思いますが、そういった中で市長だけで決める要綱ではない形で、市民の皆様からもご意見をいただいた中身で、さらには議会の議決をいただいた中で進めていきたいというものでございましたので、条例として作ってまいりたいと考えたところでございます。

岩間総合政策部長

伊藤盛幸議員。

伊藤盛幸議員

県内 10 自治体で制度があるということで、盛岡市や一関市などで制度を運用している中で、なぜ条例にしないんですかということを問い合わせたことはありますか。

岩間総合政策部長

坊澤地域づくり課長。

坊澤地域づくり課長

その点については他自治体に聞いてない状態です。

岩間総合政策部長

伊藤盛幸議員。

伊藤盛幸議員

分かりました。こういう段階まで進んでいますけれども、市内の当該者の方々の声を聞いたわけではないという説明が冒頭にありました。そして、サービスについてもこれから構築していくことがあるので、やはり要綱で制度運用をして、しっかりと必要性を市民に訴えて、そうしてから条例化を図るというふうな順番がいいような気がいたしますが、いかがでしょうか。

岩間総合政策部長

坊澤地域づくり課長。

坊澤地域づくり課長

いわてレインボーマーチの皆様からご意見をいたいたいた中では、やはり何よりも啓発をしてほしいということでした。いわゆる性的少数者が自分たちの住んでいる地域にもいるという理解を求めたいということでした。

条例を制定することについては非常に歓迎をしていただいておりますが、「実際の施行までの間に期間を設けて、その間に市民の皆様へのご理解をいただくために説明をする必要はあるのではないか」というような意見がございましたので、そういう期間を設けながら、進めてまいりたいと考えているところでございました。

岩間総合政策部長

伊藤盛幸議員。

伊藤盛幸議員

市民参画条例の際にも言いましたけれども、理解を深めていただくという部分が主眼であれば、素案を出す前に市民の皆さんに説明をしたり、意見交換をしたりという市民参画を踏んで、こういうことを花巻市は強力に推進するんですよという意味も踏まえて、この制度自体あるいは制度の目的をしっかりと市民の皆さんに理解をしていただくために、素案づくりのところから入っていって欲しかったということを申し上げて終わります。

岩間総合政策部長

大竹地域づくり課長補佐。

大竹地域づくり課長補佐

ありがとうございます。ただいま伊藤議員から頂戴いたしましたご意見でございますけれども、条例の素案を作っている段階で、男女共同参画審議会の皆様に制度の中身としてこのようなことを考えておりますということをご審議いただいております。市民参画として位置付けて実施いたしましたのは、本年3月27日と4月18日ではございますが、本年3月に皆様方から議決をいただきました第3次男女共同参画基本計画の検討作業の中におきましても、条例によりパートナーシップ制度について導入を図ってまいりたいと思いますということを説明し、ご意見もいただきながら、素案を作ってきたところでございますので、ご理解いただければと思います。

岩間総合政策部長

似内議員。

似内一弘議員

関連で質問します。今おっしゃられたように、理解を進めたいということであれば、条例の中に、例えば市の責務や市民の責務といったものを入れて、これを推進していくんだというような強いメッセージを出してもいいのではないかと思いますが、そういうことは検討されましたか。

岩間総合政策部長

大竹地域づくり課長補佐。

大竹地域づくり課長補佐

この件につきまして、他自治体の例を見た際に検討させていただきました。

条例で制定している他の先例自治体と私どもで状況が違っておりますのが、いわゆるL G B T理解増進法の施行後であるということでございます。法令で定められております地方自治体の役割に関する部分として、条例の第3条、第4条、第5条に記載をしてございます。第3条に相談体制、第4条には理解増進のための施策の実施、第5条には市民及び事業者への情報発信ということで、これがL G B T理解増進法に地方自治体の役割として記載をされているところでございましたので、これを記載させていただいたというところでございます。

岩間総合政策部長

似内議員。

似内一弘議員

视察に行かれた国立市や岡崎市でも男女共同参画推進条例の中に入っているような形ですが、条例化するに当たり、特出ししないで男女共同参画推進条例に包括すること

は検討されましたか。

岩間総合政策部長

大竹地域づくり課長補佐。

大竹地域づくり課長補佐

検討した上で、これについては別に定めることとしたしまして考えたところであります。

岩間総合政策部長

似內議員。

似内一弘議員

検討の結果というか、男女共同参画推進条例に入れないとしたポイントがあればお聞かせいただきたいと思います。

岩間総合政策部長

大竹地域づくり課長補佐。

大竹地域づくり課長補佐

当市の男女共同参画推進条例につきましては、元々は合併前に制定をされているところでありますけれども、男女共同参画社会基本法に基づきまして、市として制定するよう求められているところであります。新市になりましてから同日施行している条例でございます。似内議員おっしゃいましたように、岡崎市と国立市につきましては、男女共同参画の条例の中に位置付けているというところでありますけれども、中には独自の条例として制定している自治体もございます。花巻市として理解増進に取り組むということを打ち出すには、やはり独自の条例として出した方がより伝わるのではないかと考えまして、このようにさせていただいたところであります。

岩間総合政策部長

そのほか、ございますでしょうか。

照井明子議員。

照井明子議員

私は一步前進の条例だというふうに評価をしたいと思います。

特に異性間の事実婚も含めるという内容については、私は歓迎しております。

先ほどから「当事者からの」というご意見がありますが、カミングアウトするというのは容易なことではありません。だから、こういった条例を作つて、そういう社会を作りましょうということを発信していかなければならない。私は条例というのは重いものだと捉えておりますし、それだけのものを議会に課せられているんだなと感じています。残念ながら、議会が追いついていないのではないかという印象を持ちますので、私はこの条例に

については賛成をする立場であります。

ただ、市民の理解、事業者の理解はまだまだなんですね。やはり先例地を見ますと、分かりやすいパンフレットなども作って情報提供しているんですね。やはりそういうことは必要だと思います。

それから先ほど似内委員もおっしゃったのですが、市の責務、市民の責務、教育の責務、事業者の責務というのを国立市では作られていますね。私も明文化した方がより分かりやすいのかなと思いました。法令の中で示されているということでおっしゃっておりましたので、それはそれで理解しますけれども、本当にこれを実効性のあるもの、花巻市がそういう社会を作っていくんだという先頭に立つならば、そういったところも再検討してもいいのではないかなと思っております。

それから啓蒙について、杉並区では啓蒙についても条例の中で、きちんと示されています。この部分はやはり大事ではないかなと感じておりますけれども、啓蒙、啓発活動について特に記されてはおりませんけれども、その点についてはどのようにお考えかお伺いします。

岩間総合政策部長

大竹地域づくり課長補佐。

大竹地域づくり課長補佐

ありがとうございます。先ほどご紹介いたしました第3次花巻市男女共同参画基本計画の表紙裏に、今回新たに花巻市における男女共同参画の考え方を記させていただいております。最後の一文でございますが、「花巻市では性別に限らず多様性を認め合う視点を持った男女共同参画社会の形成に向けて、この計画を進めていくものです。」と記載してございます。男女共同参画基本計画では4つの基本目標を立ててますが、その中の一つに多様な性への理解促進取り組む内容がございますので、この計画の中で理解促進の取組については展開をしていこうと考えているものでございます。

また、県内の行政職員の研修会というものがあるのですが、その中で講師をお務めいただきました弘前大学の山下先生という方がいらっしゃいます。花巻市のセミナーにおきましても講師を何度かお務めいただいている方でございますが、その先生からお話をいただいた内容は「市が発信することとして、その方々を認めることが一番の周知になる」ということでございました。「自治体の皆さんは制度を作ることができる。パートナーシップ制度を作ることによって、それが最大の理解増進の取り組みになると思います。」というお言葉もいただきましたので、そういった点も踏まえまして検討をしてまいったところでございます。

岩間総合政策部長

照井明子議員。

照井明子議員

本日の前段にもありましたアクションプランの中にも、政策の5-1-4の中でしっかりと

と事業者のことについても触れられておりましたので、私はそういった意味では理解はするものでございます。そういう意味も含めまして、分かりやすいパンフレットを作つていただきたいなと思っております。それから相談窓口もしっかりと掲げていただいて、相談しやすい環境づくりも並行して取り組んでいくべきだと思っております。以上です。

岩間総合政策部長

菅原ゆかり議員。

菅原ゆかり議員

弘前大学の先生のお話もありましたが、いい言葉だなと思っておりました。

また、見ただけで分かるという意味ではロゴも大事ではないかと思いました。一関市ではブナの木をアレンジしてマークを作つておりました。花巻市でも独自のマークを作つて、それを見ただけで分かるような形のものも大事じゃないかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

岩間総合政策部長

大竹地域づくり課長補佐。

大竹地域づくり課長補佐

ロゴについてのご意見をいただきましたので、この点については検討させていただきたいと思います。

地域づくり課で作成をしております資料に虹のマークを入れているものがありますが、これは多様な性の理解促進のために国際的に使われておりますシンボルマークでございます。こちらにつきましては、男女共同参画推進員の方にデザインをしていただいておりまして、市が作るパンフレット等に使わせていただいております。今いただいたご意見につきましても、そういった方々とも相談をさせていただいて検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

岩間総合政策部長

そのほか、ございますでしょうか。

櫻井肇議員。

櫻井肇議員

今までの説明とやり取りの中で十分理解できたつもりであります。

細かい事ですが、資料No. 1の5ページに宣誓書は27年の保存となっております。この意味を教えてください。

岩間総合政策部長

大竹地域づくり課長補佐。

大竹地域づくり課長補佐

宣誓書を27年保存しますということにつきましては、戸籍に関する永年保存の書類の関係の保存年限を市で定めているものと合わせて、このようにさせていただければというようと考えているものでございます。

岩間総合政策部長

そのほか、ございますでしょうか。

それでは3点目についての説明を以上で終了とさせていただきます。長時間にわたりましてありがとうございました。以上をもちまして本日の議員説明会終了とさせていただきます。